「国民主権」と「人民主権」

――フランスの共和主義運動に見られる二つの君主主権否定原理――

金子泰子

はじめに

ここに、「共和国の起源 一七八九―一七九二」[1]という史料集がある。これは、共和主義を唱えたさまざまな人々による演説や請願、パンフレット類が収められたもので、その数は合計五十以上にも上る。

君主制の長い歴史を持つ大国であったフランスを、いかにして共和国に変えるか。この問題が現実的かつ切実なものとして浮かび上がったのは、一七九一年六月の国王一家によるヴァレンヌ逃亡事件以後である。

一七八九年以来の諸改革の努力が実り、フランスが立憲君主制国家として確立されようとしていたその時、この事件は起こった。人々は国王に裏切られたと感じ、ルイ十六世の信用は地に墜ちる。これまで理想像として共和制を賞賛しながらも、近い未来でのその実現を信じていなかった共和主義者たちは、この国王に対する人々の不信という勢いを得て行動に出た。

国王を廃位し、フランスを共和制にすることがいかに理に適っているか、彼らは主張しつづけた。この運動はルイ十六

世の復帰と共にいったん頓挫したかのように見えたが、翌九二年の危機で息を吹き返し、とうとう王制を崩壊させるに至る。

本論文では、共和主義運動が最も盛んであり、共和制要求文書の集中する、この一七九一年六月から一七九二年までの間をその分析の対象時期としたい。

この運動において、共和主義者たちはどのようにして王制を覆そうとしたのか、そしてどのような共和制の青写真を描き、誰がこの国をコントロールすべきだと考えていたのか。以下では、これらの問いを念頭に置きつつ史料を分類し、彼らの基本理念についての考察を行いたいと思う。

第一章　一七九一年—一七九二年九月までの共和主義運動

先にも述べた通り、積極的な共和主義運動が始まるのは一七九一年六月のヴァレンヌ逃亡事件直後からである。

これ以前にも、確かに共和主義を唱える者は少なからず存在した。ブリソ Brissot らを中心とする知識人グループはすでに革命以前からその立場を表明していたし、革命後も様々な新聞で共和制にかかわる議論が行われていた。[2] しかし、彼らにとって共和制とは一つの理想であり、革命で得た自由の中で育った次世代が実現すべきものであった。この時点で共和制の実現を論じることは、彼らの理想を無理解な人々の偏見で損ないかねない、軽率で危険な行為だったのである。

また、安価な会費で幅広い層の人々に開かれていた人民協会でも事情は同じだった。「その会員の中に共和主義者として知られている人びとを含んでいたコルドリエ・クラブでさえも、〈細民〉の間に、支持を見出すことがまだ期待できないような見解を表明することは、さしひかえていた」というのである。[3]

それゆえに、一七九一年六月以前、共和制は一つの理想であり、実際の導入を論じたものは極めて稀であった。[4]

この状況は、しかし、ヴァレンヌ逃亡事件によって急激な転回を見せることになる。

コルドリエ・クラブは、事件が明らかになった翌日に、君主制廃止と共和国樹立の宣言をするか、あるいは、すべての県とあらゆる第一次集会[5]の要望を待ってから君主制維持の決定を下すよう、議会に求めた。[6] ここから、議会の代表者には県や第一次集会の要望を問い、それに応える必要があるという主張を盾に君主制の続行を阻止しようという、彼らの活発な活動が始まった。この様子はコルドリエ・クラブの機関紙 *Journal du Club des Cordeliers* (IV) が詳しく伝えている。

国王の逃亡後、短期間とはいえ実際に国王抜きの国政の運営が大きな支障を来さなかったことは、共和制が十分実現可能な選択肢であることを世に示した。知識人であった旧体制以来の共和主義者たちは、革命後も慎重さを保ってきたが、ここに至り、とうとう共和制実現を目指して動き始めた。七月三日に創刊された『共和主義者 *Le Républicain*』(III)[7] は、国王自身が国民との絆を断ったことを強調し、君主制の廃止と共和制への移行が、いかに合理的で現体制の精神に適っているかを説く。そして具体的な共和制政府の組織法を提案し、本格的な共和制実現に向けての議論を促そうとしたのである。

これらの他にも、ヴァレンヌ逃亡事件から七月半ばまでの一カ月にも満たない期間に数多くの共和制を求める演説文や論文、請願書が現れた。その数は、この史料集に収められたものだけでも十五を越す(V-5～16,20,21. 及び IV の複数の請願書、論文など)。不可侵であることを盾に拒否されていた国王裁判の正当性[8]や、立憲議会とは別の議会による憲法改正・執行権再編が主張され[9]、君主制維持が決定した時に備えて妥協案も提示された。[10] いよいよルイ十六世復帰の可能性が濃くなってくると、一部議会議員の解任や次期立法府への交代が要求され[11]、国王の復帰を阻止しようと努力が重ねられたのである。これ以前は同様のものがほとんどなかったことを考えると、数の上での変化は著しく、また運動そのものも様々な地域と社会階層に広がっていた。[12]

このように急激に高まって来た共和派の動きに、立憲議会の多数派は恐れをなし、ルイ十六世の無罪を宣言してこれを封じ込めようとした。しかし共和派や多くのパリ市民はこれに憤慨し、国王の無罪が宣言された七月十五日の夜、請願書

の作成をジャコバン・クラブに依頼する。こうしてルイ十六世の逃亡を王位放棄と認定するよう求める請願書（V-18）が作成されたが、この一連の動きは大きな波紋を呼び、これを逆手にとって利用しようとする王党派の動き（V-17）や、ジャコバン・クラブの分裂を招いた。そしてジャコバン・クラブに残った会員の間でも、この請願で共和制を要求することの是非を巡って、見解が分かれることとなる。

このジャコバン・クラブ起草の請願書は七月十六日の請願大会で発表されたが、オルレアン公の摂政政治に道を開くものであったため、市民の同意が得られず見送られた。ジャコバン・クラブもルイ十六世復帰の正式決定を受けて、この請願自体をとりやめてしまう。

しかし、翌日シャン=ド=マルスで第二の請願書を待っていた市民のため、今度はコルドリエ・クラブ(13)と両性愛国者友愛協会(14)がイニシアティヴをとり、ここで七月十七日の請願書（V-19）が作成される。いわゆる「シャン=ド=マルスの虐殺」が起きたのはこの請願書に市民らが署名していた時であった。

共和制要求文書は、この十七日の請願大会で起きた事件を境に激減する。これを機に共和派は弾圧を受け、沈黙を余儀なくされたからである。逮捕される者、潜伏する者、外国に逃亡する者などが相次ぎ、コルドリエ・クラブは会合を開くのをやめ、セルクル・ソシアル(15)は完全にその活動を停止してしまった。ジャコバン・クラブもフイヤン派の分裂で打撃を受け、かなりの会員を失った。

この後、国王の憲法裁可に伴う恩赦のため、十月までには、ほとんどのクラブが活動を再開した。シャン=ド=マルス事件の打撃から回復した共和主義者たちも、十一月の市長選挙などで活躍する。

しかし、結局この年、もはや共和主義運動は再開されなかった。この間、事件以前に活発な運動を繰り広げていた者も立法議会の議員選挙などを通じて影響力を回復するのに専念していたようである。

確かにこの事件後にもいくつかの請願や演説はある(16)。しかし、君主制を維持しようとする憲法が制定された今、これら

は決して表立って共和制を要求することはなかった。

次に共和主義運動が再開されるのは、一七九二年の六月以降である。これまで沈黙を保っていた共和主義者を再び立ち上がらせた原因は一つではない。

相次ぐ王族や軍指導層の亡命、革命転覆のための陰謀ではないかと疑われた対オーストリア宣戦布告、国家防衛のための三法令に対する国王の裁可拒否[17]など、人々が反革命の企てや戦争の脅威のため緊張する中、その神経を逆なでするような事が続いた。さらに、ロラン Roland 内務大臣が国王の説得を試み(VI-1)、これが原因でジロンド派の大臣らが罷免されたことが、国王への不満を噴き出させたのである。

この罷免に抗議して行われた請願行動(VI-2)は、六月二十日事件[18]に発展し、これに対する非難に乗じた反革命派およびフイヤン派の反動をもたらした。しかし、これに対して共和派も黙っていたわけではなく[19]、保守派の攻勢を警戒した人々も国王を非難する側に回り、対立は激化した。このような混乱を収拾するため議会はヴェルニオ Verniaud の演説(VI-5)に従って「祖国は危機にあり」という宣言を行い、国王の裁可拒否が撤回されなくても問題の諸法令を執行できることが定められたのである。

しかし、宣言後国王に対する連盟兵やパリ市民の敵意は衰えず、その王権停止や廃位を求める声は高まるばかりだった(VI-6~9,12,15)。ブリソは暴力的な革命への発展を恐れて性急な王制廃止に反対するが(VI-11)、彼らの勢いを止めることはできなかった。モーコンセイユ・セクションの呼びかけを皮切りに、パリの一部セクションと連盟兵の活動が本格化し(VI-13,14,17)、パリ全体としての国王廃位要求(VI-16)が議会に提出された。この内容に同意しながらも、大半のセクションは示威行動には賛意を示さず、一部のセクションと連盟兵による武力蜂起が決行された。これが第二の革命とも言われる八月十日事件である。

多くのセクションは蜂起側の優勢という状況を見極めてから蜂起支持に傾いたと言われ、議会も蜂起側の勝利が判明し

た後、初めて王権の停止と国民公会の招集を決めた。確たる理論や計画のなかったこの事件によって、フランスは共和制に向かって歩み始めた。暴力的な革命を避けようとしてきたジロンド派も、この共和国を認めない訳にはいかず（VI-19, 20）、国民公会が選出されるまでの間、ほぼ共和制も同然の体制が敷かれていたことが、司法大臣となったダントンDantonの文書（VI-21）からも分かる。[20]

ただし、八月十日の法令（VI-18）には王権停止しか定められていなかったため、この間に正式に王制の廃止を求める主張が行われ、その内のいくつか（VI-22～25）は共和制の具体的な編成案を提示した。

九月二一日に開会した国民公会で初めて王制の廃止が正式に決議されるが、このとき「共和制」の一語はこの宣言に見られず（VI-27）、再び内務大臣となったロランの全国の行政府宛書簡（VI-26）に登場するのみである。フランスが正式に共和国を名乗るのは翌二二日の法令[21]と二五日の法令[22]においてであり、ここでようやくフランス初の共和制が正式に誕生することとなる。

第二章 「共和主義」の多様性—共和主義グループの分類—

一 共和主義思想の三類型

第一章では共和制施行までの共和主義運動の流れを早足で見てきたが、ここからは共和主義者たちの主張に目を向けてみたい。ほぼ同時に攻勢に出て盛んに共和主義を唱えた彼らは、果たして一枚岩の運動を展開していたのだろうか。それとも、それぞれの主張には何らかの相違があったのだろうか。

これを明らかにするため、まずは、いくつかの例を挙げて比較し、それぞれの主張を検討してみたい。

第一に、ブリソはその「ブリソ著作集—国王に対しどう態度を決めるべきかの議論、および共和主義と君主制について

の問題に関して―」と題された論文集において、以下のような主張をしている。

「共和主義の布教を恐れ……共和主義の新しい信者や人民が自分たちの考えを実現するために反乱し得ると考えている人は、以下の事を忘れている。つまり、自由な人々は……制定法に逆らう意図をもったあらゆる考えを拒絶する態度を身につけているのであり、その制定法が悪徳を含んでいてもなお、これに逆らうことを拒絶する。……私が共和制と言う場合、これは、すべての権力が①人民あるいは代表者らによって委任され、②間接的または直接的に人民によって選挙で任命され、③任期が一時的で、解任され得るという政体〔すなわち代表制の政体。以下かっこ内筆者〕を意味する。……〔問題は〕この代表制を実際に王権にまで拡張して適用するのかどうかということである……。この代表制とは、我々の憲政の基礎である。共和主義者たちは……〔この憲政の〕六分の五に採用されている原理を、〔残りの〕六分の一である王権に拡張して適用することを望んでいるに過ぎない。……もし国民議会〔＝立憲議会〕が王制廃止宣言を望まないのなら、共和主義者たちはその決定に従うであろう[23]。」

第二に、コルドリエ・クラブはその新聞の中で、このような主張をした。

「……我々は直ちにフランスがもはや君主制ではなく、共和制であることを宣言するよう〔立法者〕諸君に懇願する。あるいは、少なくとも、世界中で最もすばらしい国を再度君主制主義の鎖と足かせの中に沈めようと考える前に、すべての県、あらゆる第一次集会がこの重要な問題について彼らの要望を表明し終えるまで待って欲しい。……諸君の権限は歴史がいまだ例を備えたことの無い犯罪にまで及ぶことは出来ない、この恐ろしい出来事についての判断を下す権限は国民にしかない。……国民議会は八十二県の要望を待つことなくルイ・カペー父〔＝ルイ十六世〕の運命についての判断を下そうとしている……。……しかし、これは自由な国民の権利に対してもたらし得る、もっとも明白な侵害であり……一つの犯罪である。……彼らはもはや諸君に相応しくない……。……我々は諸君に、諸君の受託者たちに引退を命じ、選挙人団の招集停止法令を無効とするよう命じることを勧める。そうすれば、現在の代表者たちはすぐに、……諸君が諸君に相応

しいと判断する別の受託者たちによって代表され得るのである。」(IV, p.5, p.49, pp.62-64.)

第三に、サン=タントワーヌ Saint-Antoine およびサン=マルソー Saint-Marceau〔サン=マルセルのこと〕の両フォーブールを中心としたパリ及びパリ周辺の市民による「議会および王宛請願・建白」と、パリのグラヴィリエ Gravilliers セクションの「立法議会宛建白」は、それぞれこう述べた。

「……人民は立ち上がっている、人民は諸状況に対処し得る、そして、侮辱された人民の尊厳の仇を討つために思い切った諸手段を用いる準備が出来ている……。……しかしながら、諸君にすべての権限を譲り渡している自由な人々が、その手を陰謀家の血に浸さざるを得ないというつらい苦境に追いやられるのは、なんという不幸であろうか！……人民は七月十四日〔バスチーユ占領〕の時期に立ち返ることを強いられるのだろうか？　法の剣を自分自身に取り戻し、そして一太刀の元に、踏みにじられた法の復讐をするよう強いられるのだろうか？　罪人どもを罰するよう、そして、その同じ法の小心な受託者たちを罰するよう、強いられるのだろうか？」(VI-2, pp.1-3.)

「立法者諸君、われわれは、いまだ諸君に、祖国をまもるという名誉をゆだねている。しかし諸君が国をまもることを拒否するなら、われわれみずからそうすることが必要であろう。」(VI-17, p.7.)[24]

以上の三種類の主張を比較して見ると、同じ共和制を要求する文書でありながら、それぞれが異なる意見を持っていることが分かる。

第一に挙げたブリソは、たとえ悪法であっても法である以上従うこと、共和制とは選挙による代表制を指すこと、そして代表者の集う議会に最終的な決定権があることを示した。

これに対し第二に挙げたコルドリエ・クラブは、第一次集会などで示された有権者の意見に従って議会は判断を下すべきこと、この意見を求めること無く重要な決定を下すことは、議会の越権行為であること、そして有権者にはこのような

越権行為を行なった議員を解任する権利があることを主張した。
そして第三に挙げたパリの住民は、議会が正義を行い、祖国をまもる気がないのなら、これに代って住民自身が罪人や義務を果たさなかった立法者を罰し、祖国をまもらなければならないと主張する。
要するに、この三つの主張の間では、人々と議会の関係のとらえ方が異なるのである。
以下ではこの点に注目して、ブリソのように〝国民は代表者の集う議会の決定にあくまでも従うべき〟とするものを第一グループ、コルドリエ・クラブのように〝議会は人民に従うべき〟とするものを第二グループ、パリの住民のように〝議会がその義務を果たさない時は住民自身がその機能を代行できる〟と主張するものを第三グループとし、共和主義者たちをこの三つのグループに分類してみたい。

二　第一グループ

まずは第一グループに分類されるものであるが、一七九一年の共和主義運動において筆頭にあげられるのが、ペインPaineとコンドルセの編集した定期刊行紙『共和主義者 *Le Républicain*』(III)、コンドルセの演説「共和制について、あるいは自由保持に国王は必要か?」(V-12)、立憲君主制擁護論に反論した、ペインのシエイエスSieyès宛書簡(V-13)である。代表制を共和制と同一視し、最終決定権は議会にあることを認めている点で、これらは基本的に先程引用したブリソと同じ種類のものと言える。
また、コンドルセは二つの演説「国民公会について」(V-2, V-24)の中で、一定期間ごとに憲法の見直しを行う国民公会を創設し、これが会期毎に王権保持を望むか否か宣言することを提案している。こうして世襲の王権に代表者としての資格を与え、第一グループの基本的な考え方に従って、変則的ではあるが、執行権に代表制を導入しようとしたのである。
これは又、国民公会の宣言によって合法的な共和制移行への道を開こうというものでもあった。

ブリソもこの年、前述の論文の他に「国王は裁かれ得るか」という演説を行って国王裁判を主張しているが、彼はこの裁判が必ずしも王制の崩壊を招くとは考えておらず、[25]「もし国王〔ルイ十六世〕が復帰するか、あるいは王位が未成年者〔である王太子〕に譲位されるなら、〔国民の信用を失ったこの執行権の〕信用を回復するため、選挙制評議会 conseil électif を付与すべきではないだろうか？」（V-15, p.3.）と提案した。彼もまた、王権と、共和制的な執行権を併存させるという方法で緩やかな共和制への移行を考えていたのである。

このように穏やかな共和制移行を目指す傾向は第一グループに共通して見られるが、「我らが母〝フランス〟邸へ〝共和制〟嬢重大訪問、〝王制〟夫人の〝フランス〟邸からの追放を勧める」は、この点で多少異なっている。このパンフレットはフランスや王制、共和制などを擬人化してそのやり取りを描いた面白いものだが、この中に〝共和制〟が自らを「非常に騒ぎの好きな娘」と言い、〝フランス〟も共和制を「あまり賢明ではな」く、「生来の性格が騒がしい」者として「恐れる」という部分があるのだ（V-20, pp.3-4.）。

しかし、唯一共和主義的でない執行権に代表制という憲政の原理を導入しようという、第一グループの主張に沿ってこの話の筋書きが書かれている事や、母〝フランス〟がその子供である〝国民〟に議会の決定に従うよう勧めることからも、これは、実際には多少の摩擦も当然起きるだろうという現実的な視点が混じっているに過ぎないものと解釈して良い。おそらく多少の混乱という代償を払っても共和制へ移行すべきだというのが作者の考えだったのであろう。

シャン=ド=マルス事件の前日にジャコバン・クラブによって作成された請願書（V-18）は、ルイ十六世の退位を受理するよう求めたものであるが、ジャコバン・クラブはこれをあくまで法にのっとって行うよう主張し、国王の復位を事実上定めた法令が出されると、翌日の請願大会が違法行為にあたるとして参加を取りやめた。これらの点から彼らが議会の最終決定権を認めていたのは明らかであり、その法にはあくまで従おうという態度は、まさに第一グループのものであろう。

翌九二年においては状況が複雑に変化するため、それぞれの主張、特に国王に対する意見が共和主義者の間で分かれる。

とりわけ八月十日事件の前には一見すると共和主義者ではないかのような王制擁護論がいくつか登場する。たとえば内務大臣であったロランの「内務大臣による国王宛書簡」である。彼は「国家救済と陛下の幸福は緊密に結びついています。……平和は、王権の維持がついには我々にもたらすはずのものなのです」(VI-1, p.10.) と国王に呼びかけ、重要法令を裁可拒否したため非難の渦に巻き込まれた王権を危機から救おうとする。

しかし、これは王党派と同じ発想に基づいて成された王制維持の努力ではない。

「……立法権と団結する事、国民の意志に応える事が不可欠な義務とされるのです。……これ以上時間を置くと……人民はその国王の中に陰謀家の友、陰謀家の共犯者を見出すこととなるでしょう。」(VI-1, pp.10-12.) 彼はこう述べて国王に裁可を迫り、立法権と和解するよう求めた。言い換えれば、彼は人民の不穏な空気を利用して国王を議会の意志に従わせ、立法権の優位を確立しようとしていたと考えられるのである。

これと似た考えのもとに発表されたのが、ヴェルニオの「フランスの現状についての見解」であろう。

彼は立法、執行の二権の調和をはかり、「君主制が破滅への下り坂でよろめくのを止める」(VI-5, p.19.) よう主張している。しかし、この演説の主旨は、議会が「権力をそっくり回復する」(VI-5, p.5.) ための方策を提案する事であった。二権の調和を訴えたのも、王制を救うことよりもむしろ王制を巡る議会内の分裂を解消し、離れかけた人心を再び議会に引き戻すことが本来の目的だったようである。

ブリソもこの時期、立憲君主制の急激な瓦解を押しとどめようとしていた一人である。

彼は「進むべき道についての見解~廃位その他の措置検討~」の中で、「……もし性急に、厳粛な議論もせず国王の廃位を諸君〔議会〕が宣言すれば、諸君は必ずこの〔憲法侵害の〕疑いを招くだろう」(VI-11, p.5-6.) と現時点での王制廃止に反対した。

ただ、彼自身は、国王の行動は廃位に値すると考えていると断った上で、国王を有罪とするには、まず議会内に特別委

員会を設置し、その活動によって「国民が国王の裏切りを納得し、成熟した厳密な検討によってこの裏切りが証明され、国民議会（＝立法議会）がすべての手段を論じ尽くす」（VI-11, p.11.）ことが必要だと主張している。

彼にとって、このように重要な問題が議会外の圧力に押し切られるようなかたちで決定されることはぜひとも避けたい事態であり、議会にイニシアティヴを取り戻させた上で共和制を実現させたいというのが彼の本音ではなかっただろうか。

八月十日事件前後になると、今度はパリ市民主導の王制打倒を支持するかのような主張が見られるようになる。立法議会においてパリのコミューンの名で行われた、パリ市長ペティオンの発表「国王廃位についての真の主権者の意志」は、パリという特定地域の意志を表明する際、これを「真の主権者の意志」と呼び、パリの意見を議会に強要するような態度をとっている。しかし、これは彼自身の意見ではないと思われる。この演説は、パリのセクションのほとんどがモーコンセイユ Mauconseil セクションの作成した請願（VI-13）[26]を支持し、ペティオンはパリ市長として彼らの意見を代弁せざるを得ないという事情のもとで行われたからである。

パリ住民の意見を代弁したこの演説の中には、「人民の意志」を「我々とあなたがた（議会）の主権者」であるとしながらも、「国民公会において合法的に表明される」ものとした一節があるが（VI-16, p.6.）、おそらく、これこそが彼の本心であろう。彼は、結局主権者としての意志表明を、議会という形態をもつ国民の代表者の集合体にしか認めていなかったのである。

八月十日事件直後、コンドルセの筆によるとされる「議会による国民公会召集宣言及び国王の執行権停止宣告の動機説明」は、この事件に直面した議会が「人民の至上の意志に訴え、憲法の認めた譲渡不可能な権利であるその主権を即刻行使するよう人民に頼んだ」（VI-19, p.7.）といい、まるで議会が第二グループの言い分を聞き入れて、有権者に従うことを決意したかのようである。しかし、この文章は以下のように続く。

「公益は、人民が国民公会の意志を通じてその意志を表明することを要求し、人民によって無制限の権限を与えられた代

表者たちによってその国民公会が構成されることを要求している。」

やはり、彼もペティオンと同じく集合した代表者のみが「人民の意志」を表現する事ができるものとし、この代表者の集まりこそが最終的な決定権を握る体制を考えていたのである。

コンドルセは立法権と執行権の兼任はあくまで短期間の暫定措置である事を強調して三権分立の原則には従う姿勢を示したが（VI-19, p.8.）、デュムーシェ Dumouchet は「王制、ルイ十六世、フランス共和国樹立についての見解」の中で、「……三権の完全な結合に感心することは、三身のゲリュオンや三頭のケルベロスといった決して現実に存在したことのない怪物に感心するようなものだ」（VI-25, pp.9-10.）と、この三権分立すら否定し、八月十日事件以降、議会が二権を兼任している現状を歓迎した。そして、新執行権には、立法府から選出された評議会をあてる提案を行ない（VI-25, pp.13-14.）、今後も立法府が頂点に立つような体制を主張したのである。

以上のように、第一グループはそれぞれ状況に応じた相違や多少の意見の違いはあるものの、議会に最終決定権を与え、何人もこれには従うべきであるという考え方で一致していたと言えよう。

三　第二グループ

それでは、第一グループとは逆に、〝主権は人民にあり、その声には議会も従うべき〟という第二グループについて見ていきたい。

両性愛国者友愛協会の「国王の逃亡に関するフランス人宛建白」（V-16）は、先に挙げたコルドリエ・クラブと基本的に同じ主張をした。また、時は前後するが、三百人弱の立憲議会議員がルイ十六世の王権停止を非難した時、同協会がこれに反発して作成した「議会内右派声明についてのフランス人民宛建白」においても、人民はこれらの議員に対し「主権の聖域から永遠に遠ざかるよう……主権者として命じよ」（V-14, p.7, p.13.）と強い調子で人民の解任権を主張した。

エニェ Aignay（コート＝ドール県）憲法友の会で発表された、ベルノ Belnod 小教区の主任司祭モンジャン Mongin の演説「国王の逃亡について」は、議会に対してさほど敵対的ではないものの、国王の裁判を求めてこう主張する。「……主権者、（すなわち）社会を構成するすべての個人の意志が、その要望を表明し、法の執行を求める時、この至上命令に誰が逆らうことができるだろうか？弑逆罪への荷担を恐れるのは止めようではないか……。」（V-11, p.10.）すべての個人が主権者なのであり、この主権者が法の執行を求めた時、それは至上命令となり、国王をも処刑し得るというのである。主権者たる人民の意見を最上位に置くこの考え方は、当然第二グループに分類されるべきものであろう。

バンカル J.-H. Bancal は「クレルモン・フェラン憲法友の会におけるジャン＝アンリ・バンカルの発議」、「執行権制度再考」、そして「国民議会において発表予定であったクレルモン・フェラン請願者市民代表、ジャン＝アンリ・バンカルの意見演説および国民議会宛請願」の、三つの文書を著したが、彼は国王の逃亡直後、「国民議会（立憲議会）は……人民の意見を必要としている。議会は一般意志の代弁者でしかないのだ。議会はこの意志によって導かれるべきである……。」（V-5, p.3.）と、人民の意志が問われるべき事を主張し、その十日余り後にも「国民議会（立憲議会）は人民によって明示された委任なしに執行権を制定することはできない。」（V-9, p.19.）と、重要な問題の決定権が議会にはないことを明言する。また、シャン＝ド＝マルス事件後にも、「もし人民が抑圧されていると思った時に沈黙を強いられ、もし代表者たちを監視し、懲罰処分を行なうことができなければ、その時、人民の自由はどうなるのだ、人民の主権はどうなるのだ？」（V-23, p.12.）と、自分たちを陰謀家と決め付けた議員らを処分するよう議会に対して要求した。議会を通す間接的な形ではあるが、彼は人民が主権者として議員の懲罰権を持つべきであると考えていたらしい。

彼は実は第一グループのブリソや、ロランと親しく、後に彼らと同じジロンド派と目されることになる人物であり、一見第一グループとの共通点は少なくない。しかし、具体的な策として第一グループと似た提案をしていても、議会と人民との関係という点においては、彼の考え方は第二グループに分類されるべきものであろう。

シャン=ド=マルス事件当日の請願書は、当時コルドリエ・クラブに所属していたF・ロベールが起草したものといわれるが、これはルイ十六世が無実で不可侵であり、憲法典が完成すればルイ十六世に提示されると宣言した七月十五日の法令に反対して以下のように述べた。

「立法者諸君、これ〔七月十五日の法令〕は人民の意志ではない。われわれは、公的意志の代弁者となることが諸君の大きな栄光であり、義務であると考えた。……当法令は……内容において無効である。というのも、これが主権者の意志に反しているからである……。」(V-19, p.61.)(27)

この請願者たちは、主権者である人民がその意志に反していると判断した場合、たとえ議会の法令といえども無効にできると考えていたのである。

その上、彼らは国王に関する決定をいったん白紙に戻し、新しい憲法制定議会を開催して国王の裁判および執行権の再編を行なうよう要求しており、重要な国事の決定もその方向づけも、議会ではなく人民自身がイニシアティヴをとるべきだという考えを明示した。

この請願に人々が署名している時に起きた事件のため、一七九一年には、もはやこれ以上の共和主義運動は行なわれなかったことは、すでに述べた通りである。しかし、翌年に現れた請願などを見ると、この第二グループのような考え方そのものは、影を潜めてしまったわけではなかったらしい。

一七九二年六月に行われたブール〔ブール=カン=ブレス〕市の市民集会におけるロスタン J.-A. Rostain の演説「執行権再編成のために市民から議会に与えられた諸権について」は、「彼ら〔代表者〕は、つまるところ我々を幸福にするために彼らに欠けている権限を諸君に期待しているのだ。諸君、立ち上がれ、諸君の権利すべてを彼らに委譲せよ、そして諸君の最大の利益のためにその権利を行使することを彼らに任せよ……」(VI-3, p.10.) と、一見議会に全権を譲り、その自由な行動を支持するようなことを述べている。しかし、これを裏返せば、議会には人々から明示的に委任されていないこと

を行なう権限は無いということになる。

その上、「我々は……立法議会に国民公会を組織し、執行権に関する部分のみにおいて憲法を変更あるいは修正するよう懇願する……」(VI-3, p.13.) と、その権限の行使範囲を限定することから、ロスタンや彼の演説に賛同して署名した人々は、議会が有権者の委任事項に従って行動すべきだと考えていたことがうかがえるのである。

七月に執行権の一時停止を求めた「ボルドー市民による立法議会宛請願」も、議会と人民との関係をこう明示する。

「国民の意志が……憲政を確立し、自由を強化する時がやってきた。〔立法者〕諸君はその代弁者である。国民がこの処置を任せたのは諸君にである。諸状況が必要としている思いきった手段を講じよ。……国民の方針に従い、国民の要望を実行すべきは諸君である。」(VI-7, pp.2-3.)

この文面からは、従われるべきは人民であり、議会はその手足となって行動すべきであるという強い主張が感じられ、彼らが議会に対する人民の優位を確信していた事は疑いない。

また、「フランス各地よりボケール Beaucaire〔ガール県〕定期市に集まった市民らによる議会宛請願」は、両者の関係をこう断言する。

「第一次集会を招集せよ。この第一次集会が〔立法者〕諸君に主権者の諸権を与えるのであり、この諸権は第一次集会のみが与え得るものなのである。」(VI-12, p.7.) つまり、第一次集会に集う人々こそが主権者なのであり、この人々のみが与え得る権限を得て初めて議会は憲法を改正し、国王を廃位できるというのだ。

この第二グループの考え方の核心を突くような言葉が、著名な思想家などではなく、本来は商取引のためにやってきた市井の人々によって著されたというのも興味深い。この頃から、すでに幅広い層の人々が〝第一次集会に集う有権者自身にこそ主権があるのだ〟という自意識を抱いていたという事が確認できるからである。

さて、八月十日事件のために王権停止と国民公会の開催が決定されると、九月の下旬に共和制が正式に認められるまで

の間、これまでのような市民集団による請願は見られなくなる。しかし、第二グループの主張が聞かれなくなったわけではない。

事件のしばらく後、プソムE.Psaumeは「フランスにおける共和制〔実施〕の可能性に対する君主制主義者の反論に答えて」という論文で、突然の王制転覆に戸惑う人々の、共和制に対する懸念を払おうと努める。彼はルソーの『社会契約論』からの引用を多用しつつ、その原理に沿った共和制が王制に比べいかに優れているかを説いた。

この中で、彼は「国民公会は、人民の権利行使に〔立法府の寡頭支配を抑止するという〕自由を与え、人民が、逸脱を企てる立法者あるいは立法府を本来の責務に戻すことができるようにすべきである。国民公会は、人民が自身で行使し得る諸権利すべてを行使させなければならない。というのも、主権人民はその主権行使を可能な限り少ない範囲でしか譲渡してはならないというのが原則だからである」(VI-23, p.26.) と述べる。主権者は人民であり、この主権を最大限人民自らが行使することで、人民の代理でしかない議会の逸脱を防ごうというこの考え方は、明らかに議会を人民に従属させようというものであった。

以上のように、第二グループの主張を担う人々は様々で、それぞれの要求も細部まで一致するわけではない。しかし、彼らは一様に議会と人民との関係においては人民の意志が優先されるものとし、議会も、その制定法も、これに従わせようと考えていたのである。

この観点からすると、第一グループと第二グループは非常に対照的であり、同じ共和制を目指しながらも、この運動を支える両者の理念は根本的に異なっていたと言えるのではないだろうか。

四　第三グループ

さて、最後に〝議会がその義務を果たさない時は、住民自身がその機能を代行する〟と主張した第三グループであるが、この考え方を明確に打ち出す請願が多く見られるのは、八月十日事件の直前である。

一七九二年七月の「キャトル＝ナション Quatre-Nations セクション市民らによる議会宛個人請願」は、この章の冒頭で紹介したパリの他セクションの住民らと同じく、「祖国を救うか、あるいは祖国自らが救われるようにせよ、と述べよ。七月十四日の人々はすでに準備を整えている」と、公権力としての役目を十分に果たせないのなら、その機能を代行する用意があると議会に迫った（VI-9, p.4.）。

八月に入り、「マルセイユ連盟兵による議会宛建白」も、「立法者諸君、諸君は人民が危機にある事を理解している。諸君は人民を救う勇気を持つだろう。あるいは、諸君にはそれができないと人民に言う率直さを持つだろう。そうすればついに〔人民は〕その主権を行使することで、国王たちの災いから解放されるだろう」（VI-14, p.2.）と、パリ住民らと似た考えを示している。

ただ、この建白で問題なのは、この「主権を行使する」という部分である。彼らはこれを「破壊的な蜂起によってではなく、国民意志の平和的な宣言によって」行なうというが、これは、常に蜂起による公権力代行を前提としていた第三グループの他の主張と食い違うのである。しかし、彼らはこの直前、パリの指導者たちと計画していた蜂起をパリ市長ペテイオンの説得で思いとどまっていたばかりであり、この蜂起の否定が本心であったとは到底思えない。

さらに、彼らは議会が身動きできなくなって初めて、人民が「ついにその主権を行使する」と述べているが、これがたとえ平和的な意志表明を意味したとしても、第二グループの主張するような「主権行使」とは同義ではない。第二グループの言う人民の意志表明とは、議会が正常に運営されている間も重要問題については必ず必要とされるものであり、基本

的にはこの人民の最終判断が無いことには、議会は身動きが取れないはずなのである。
以上のことから、この連盟兵たちもパリ住民らと基本的には同じ主張をしていると考えて良いと思う。八月十日事件の直接の発端となった「パリ全市民宛のモーコンセイユ・セクション記録簿抜粋」は、「もはやルイ十六世をフランス人の国王として認めない」（VI-13, p.1.）と宣言し、諸セクションに対し、「市民たちよ……、祖国を救うために法律を忘れる権利を獲得しようではないか……。」（VI-13, p.3.）[28] と呼びかける。これらは人民の意にそわない法を否定しようというもので、この点では、第二グループに似ているといえよう。
しかし、彼らは、「……立法府によって成されるであろう返答いかんによって、〔モーコンセイユ・セクションは〕しかるべき最終決定を行なうという留保付きで、祖国を救うつもりがあるか、立法府に問う。」（VI-13, p.2.）と述べ、議会が彼らのルイ十六世廃位要求を実行して祖国の安全をまもる事ができないのなら、蜂起などの強硬手段に訴えることを示唆している。第二グループのように人民全体の意見を問うことを求め、その上での諸措置の実行を主張するのとは異なり、彼らは自分たちの安全を脅かすものが取り除かれなければ、即刻実力行使によって議会に取って代わり、この措置を代行しようという決意をしていたようなのである。
このような考え方を示す文書は、もちろんこの一七九二年のこの時期に突然現れたわけではない。
サン=タドリアン Saint-Adrien 編の過激なパンフレット「フランスの偶像失墜あるいはヴェールを剝がされたフランス諸王の犯罪」は、一七九一年七月二十五日、すなわちあのシャン＝ド＝マルス事件の後、ほとんどの共和主義者が沈黙を強いられていた時期に出版されている。
ここにはルソーの名も登場する上、第一グループや第二グループに似た表現もいくつか見られる。しかし、彼はルイ十六世とその復帰を支持した議員らに対し、「……人民の意志を無視する悪党共よ、震え上がるといい、復讐の時は近づいている。我々の中には……騒乱〔の起こし方〕を熟知し、我々を抑圧する者たちに復讐するためには、死をもいとわない者

がいるのだ。……暴君よ、お前が誰であろうと、その首をしっかりまもるがいい」(V-22, p.5.) と言い放つ。

そして、国王らヴァレンヌ逃亡事件の関係者を罰するよう求め、「諸君が急がないのなら、人民が**諸君の意に反し**選挙人を招集し、代表者を指名する」と、公権力を代行する意志のある事を告げ、「指名された者たちは諸君にとってかわり、諸君を市民の中に戻らせ、諸君の行政について釈明を強いるだろう」(V-22,p.16.) と、人々の暴力的な集団行動を示唆した上で、立憲議会にその要求を強要しようとしたのである。

また、これほどあからさまな脅迫ではないにしても、ヴァレンヌ逃亡事件直後である一七九一年六月二十七日の「モンペリエ憲法・平等友の会による国民議会宛書簡」は、もし立憲議会が王制を維持し、これからも王権が人々を抑圧する事になるのなら、「我々は彼らによって苦しめられるすべてについて〔代表者〕諸君を恨むであろう」(V-6, p.6.) といい、暗に議会が人々の怒りの的となってその暴力の対象にされかねないことをにおわせている。

この書簡の中では第一、第二グループそれぞれとの共通点が見受けられるが、双方のどの主張の中にも、「議会を恨む」などといった文言は見当たらない。このような場合、第一グループは王制維持の弊害を最小限にとどめるための方策を提案してきたし、第二グループは議員たちの行動を人民の意志に反するものとして、公然とその解任を求めた。

やはりこの書簡の起草者たちには、フランスの安寧を守るという義務を果たさない公権力に対しては、人々の怒りが暴力的な行動となって向けられるはずだという意識があったのだろう。彼らは、この可能性を示唆することで、議会が自分たちの意見に耳を傾けるよう仕向けたのではないだろうか。

また、公権力代行の論理を用いたのはパリの一般民衆や連盟兵だけではない。

一七九二年七月、ルイ・カイユ Louis Caille によって発表された連盟兵の議会宛請願書はロベスピエール M. Robespierre が起草したものとされているが、これも以下のような主張をする。

「代表者諸君は、我々に、国民は危機にあると言う。それは国民が救われる必要があると我々に言うことであり、諸君が

我々に助けを求めているということである。もし国民が代表者諸君によって救い得ないのなら、国民は国民自身によって救われなければならない。」(VI-10, p.3.)

このような公権力代行の論理は、この時期、どうやら革命の指導者の一部にも受け入れられ、利用され始めていたようである。これはパリ住民らの論理を正当なものとしてそのまま認めるということではなく、革命を成功させるため彼らの論理を非常手段として用い、パリの住民を味方につけ、その力に期待しようというものではなかっただろうか。(29)

同じく革命のリーダーとして知られるダントンも、「諸裁判所宛て書簡」の中で、この第三グループの主張した論理の結果である八月十日事件を積極的に肯定する発言をしている。

彼はこの蜂起を「永遠に記念すべき蜂起」「非常に喜ばしい、聖なる蜂起」と呼び、「私が国民の栄誉ある投票によってたどり着き、テュイルリー宮殿という激戦地を経て至ることになった〔司法大臣という〕地位において、……諸君は私を絶えず変ること無く、コルドリエ・ディストリクトという名のもとで一七八九年七月十四日の革命に、そしてマルセイユ・セクションという名のもとで一七九二年八月十日の革命に大きく貢献した、テアトル゠フランセ・セクションの議長そのままの人物であると感じるだろう」(VI-21, pp.1-2.)と述べた。

この文書の性質上、彼が議会と人民との関係についてどのような考えを持っていたか、はっきりと読み取ることはできない。しかし、ダントンは住民や連盟兵らの蜂起に全面的な賛意を示すことで、ロベスピエール同様、彼らと同盟してその力を革命の推進力として生かそうとし、自ら彼らの指導者に任じていたのではないだろうか。

以上のように、第三グループの公権力代行の論理には危機を打開するための非常手段という性質があり、ここからは第一、第二グループのように、重要事項の決定権を議会と人民のどちらが握るのかという王制崩壊後をも見据えた論点は浮かび上がってこない。

また、このグループの主張は、人々の危機感が極限にまで高まり、公権力による事態の打開が難しい時に現れる場合が多いこと、蜂起などの暴力的な集団行動を示唆し、その意志を強要することなど、伝統的な抗議行動をする際の民衆の行動パターンとの類似点が多い。

これらのことから、第三グループは他の二つのグループとは異なる次元の論理に従って行動していたのではないかと思われる。

次の第三章では、これらのグループがそれぞれどのような論理に従ってその主張を行なっていたのか、さらに詳しい考察を加えてみたい。

第三章　「国民主権」と「人民主権」

第二章では共和主義を唱えた様々な文書を三つのグループに分類したが、章の最後で触れた通り、第一・第二グループと第三グループとでは若干その性質が異なる。このため、まずは第一・第二グループに重点をおいてこれらの主張の分析を行ない、そののち第三グループとこれらのグループとの関係を論じるという形で第三章を進めて行きたい。

一　二つの主権論

共和主義運動において、まず必要なのは、王制の土台である君主主権を否定し、これに代わる有効な主権原理を打ち立てることであった。この新しい主権原理として共和主義者たちが一様に引き合いに出したのが、「人および市民の権利の宣言〔通称「人権宣言」〕」の第三条であり、これは「すべての主権の本源は、本質的に国民に存する。いかなる団体も、いかなる個人も、そこから明示的に発しない権威を行使することができない(30)」と、主権が国民にある事を宣言したものである。

それでは、第一、第二グループはそれぞれこの第三条を用いてどのような主権論を展開したのだろうか。

(A) 第一グループの基本理念「国民主権」

第一グループの主張は、①共和制を、選挙を前提とする代表制と同一視したこと、②その代表者たちからなる議会の最終決定権を認めていたこと、③議会の制定した法に国民は従うべきこと、の三点をその特徴としていた。

それでは、ここから、彼らのどのような主権論が読み取れるのだろうか。

まず①の代表制についてであるが、彼らは選挙で選ばれた代表者だけが「主権者である国民から明示的に発した権威を行使できる」ものと考えていたようである。王党派は世襲制を「一つの家系を選出すること」と定義付け、国王も「国民の代表者」だと主張していたが、ブリソはこれを「虚構でしかない」(V-21, p.8.) と退け、コンドルセも現行の王位の世襲制は人権宣言に反している (V-12, pp.1-2.) と、これに反対した。彼ら第一グループは、国王に主権を認めないだけでなく、国王が「国民の代表者」として主権を行使する事すら否定したのである。

こうして君主主権を名実ともに否定した彼らは、次のような論理のもと、人権宣言に忠実な「国民主権」体制を作り上げようとした。まず、国民が自らの意志を代表する者を選挙で選び、選ばれた代表者たちが国民の意志を代表して法を制定し、国民の意志の表現とみなされるこの法によって国が支配されるべきだ、というのが彼らの論理であった。このように間接的な仕組みで国民が国を支配しようというのが、彼らの目指した「国民主権」体制である。

では、なぜ第一グループの「国民主権」論において②のように議会の最終決定権が重視されたのだろうか。

彼らの「国民主権」論において、主権は「国民」にある。「国民」はその主権を選挙以外で直接行使できない以上、事実上主権を行使できるのは代表者である議会議員だけである。また、法に基づいて国が支配されるということは、どの権力もこの法に従って行使される必要があるということであり、立法府である議会は必然的にすべての権力の頂点に立って国

家の主導権を握るものとされたのである。

「国民主権」とは、このように議会が実質的な主権を行使する一種の「議会主権」体制なのであり、従って、③で主張された通りその制定法も主権者の意志を表すものとして遵守される必要があったのだ。

第一グループがこのような「議会主権」体制を目指していた事は、彼らの提案した共和制執行権が議会に従属する形をとっていることからも明らかである。(31)

(B) 第二グループの基本理念「人民主権」

第二グループの主張は、①議会は第一次集会などで示された人民の意見に従って判断すべき事、②人民の意見を求めずに重要な決定を下す事は議会の越権行為であること、③人民にはこのような越権行為を行なった議員を解任する権利があることの三点をその特徴としていた。

彼らも第一グループと同じく人権宣言に基づいて共和主義を唱えていたのだが、これほどまでに主張が食い違ったのは、人権宣言第三条の解釈に相違があったためであろう。彼らはこの第三条を、人民全体による直接支配を定めたものとストレートに解釈した。物理的な困難を克服するために代議士が選ばれるものの、代議士は人民から独立した意志を持つことはできない。第二グループは、人民が可能な限りその主権を直接行使し、代議士をその手足として国を支配する「人民主権」論を唱えたのである。

従って、人民を支配者とするこの主権論においては、国王がこの支配に参加する余地はなかった。その上、主権者である人民の意志が至上命令とみなされるため、王制を廃止するには、ただ人民が「王制を望まない」と表明するだけで足りるのである。

それでは、なぜ彼らは①のように第一次集会を重視したのだろうか。

「人民主権」論では、国の支配に人民の意志は欠かせない。多くの場合、この人民の意志を表明する場としてふさわしいと考えられていたのは有権者全員が集う第一次集会であり、ここで発せられた意志を取りまとめたものこそが人民全体の意志として最重視された。

よって、第一次集会の意志表明を無視する事は主権者の意志を無視する事に等しく、②のように人民の代理でしかないはずの議会が勝手に決定を下す事は、当然越権行為とみなされた。

また、この主権者の意志に反したものは、議会の制定法も、代議士としての地位もすべてが無効とされた。彼らが必ずしも制定法を遵守しなかった事や③のように議員の解任権を主張したのは、このためだったのである。

二　二つの主権論の意義と問題点

ここまで第一・第二グループの主権理論について分析してきたが、次にそれぞれの主権理論がどのような思想に基づいて構築され、フランス革命、そして近代国家の成立過程においてどのような役割を果たしたのか、考えてみたい。

(A)「国民主権」論の意義と問題点

まず第一グループの「国民主権」論についてであるが、この主権論はどのような思想に基づいて構築されたのだろうか。これを解き明かす鍵として、彼らが重視した「選挙制」に注目してみたい。

『共和主義者 *Le Républicain*』の選挙に関する記述（III, p.72.）によれば、当時のように出自と財産によって地位を得た者が人々の反発を買う時代にあっては、選挙を行なう事によって、十分な教育を受け、実力を備えた真に有能なエリートのみを議員として選出し得ると主張されている。つまり、彼らは選挙によってこの「有能な人材」による支配体制を実現できると信じていたのだ。

彼ら第一グループは、この能力本位の合理主義思想をもとに、能力的に相応しい者が国民の意志の体現者として国を支配する「国民主権」論を構築したのである。

それでは、この能力重視の合理主義思想に基づいた「国民主権」論には、どのような意義があったのだろうか。旧体制下において、代表者選出の際に最も重視されたのが、「帰属する社団の利害を代表するのにもっともふさわしい者」の選出だった。候補者自身の能力は二の次とされ、選挙人も自分の意志ではなく、社団の利害に従って行動していたのである。

このような伝統を破って能力主義を実現するためには、個人としての能力を、個人としての選挙人が判断する必要があり、社団の存在はその弊害でしかなかった。彼らはこの「社団」という枠組みを否定するため、代わりに「国民」という新しい枠組みですべてのフランス人を括ってしまい、「個人」を「社団」から解放しようとした。つまり、バラバラの個人からなる「国民」という新しい概念を提示する事で社会の社団編成を解体し、適材適所に人を配し、個人の能力を最大限に生かせるような社会を作り上げようとしたのである。

このことはまた、これまでの国家と個々の人々との関係をも変えてしまった。以前は国家と個人の間にあったはずの社団を排除する事で、個々の人間が国家と直接向き合わざるを得なくなり、結果として近代国家の成立条件とされる「諸個人と国家の二極構造を生み出」した(32)のである。

ただし、このような近代国家誕生への貢献の一方で、この「国民主権」論は問題も残した。その能力主義ゆえに、有能と認められた者以外が政治にほとんど参加できないのである。

第一グループは政治の「エリート支配」を目指していたのであり、能力的エリートのみを支配者の地位につけるという合理主義によって、無能力者でも身分さえあれば支配者になれる旧来の社会を改革しようと努めていた。彼らにとって、

エリート以外に政治的権利を認める事はおそらく本末転倒と考えられたはずである。

能力によって「権力を持つべき人間」と、「権力から守られるべき人間」とを明らかに区別していた第一グループは、様々な種類の人間が集う第一次集会を、冷静な議論に相応しくない場、一部の人間に扇動される危険性の高い場、ととらえていた。[33] このため、彼らは基本的に第一次集会による議論も、意志表明も認めず、大半の人間を法の制定過程から締め出したのである。

その一方、彼らは選挙権を能動的な政治的権利ではなく、むしろ国民を人権侵害から守る保護手段としての権利としてとらえ、中間団体の排除によって直接権力と向き合わねばならない諸個人を守ろうとした。選挙権は事実上の支配者となるエリートたちへの同意権に他ならず、彼らが国民の権利を侵害したときは選挙や法の承認という機会を利用してその同意を取り消すことでその侵害を止めさせようというのが第一グループの考えであった。

大半の国民は、このように「権力から守られるべき人間」として主権の行使を選挙という機会に限られていたため、政治に対する積極的な発言権をほとんど持たなかったと言って良いだろう。「国民主権」論がしばしば「非民主的」とみなされるのは、このためである。

(B) 「人民主権」論の意義と問題点

次に、第二グループの「人民主権」論は、どのような思想に基づいて構築されたものなのだろうか。

彼らは全国の第一次集会、すなわち人民全体の意志に従って国政が動かされるべきだと主張していた。フランス人民全体が支配者であるこの体制では、人民全体が一丸となって政治を行うべきであり、そこには区別も中間団体も存在してはならない。第一次集会も単に一ヶ所に集う事のできない人民を便宜的に分けただけのものであり、ここに参加する人民は全国的に均質な存在であり、上下の区別は一切存在しないのである。

つまり、彼らの主張する「人民主権」論において人民は政治的に平等なのであり、ここでは帰属する社団ばかりかその能力の差異によっても個人を区別してはならないのだ。この政治的平等思想[34]に基づいて、彼らの主権論は構築されていたのであった。

それでは、この政治的平等思想に基づく「人民主権」論には、どのような意義があったのだろうか。

まず第一グループの「国民主権」論がエリート以外の政治参加を制限した事を考えると、「人民主権」論がその徹底した平等主義により、能力による差異も認めず、人民全員の政治参加を主張したことは画期的であった。この、フランス人でさえあれば無条件に他の人と同じ重さの政治的発言権、すなわち「一人一票」を与えられるべきだという考え方は、のちの普通選挙へ道を開いたのである。

また、「国民主権」論がエリート以外の国民の大半を権力に対し同意を与えるという受動的な立場に置こうとしたのに対し、この「人民主権」論は全国の第一次集会の意志によって制定法をも覆せると主張することで、人民を権力に対して非常に能動的な立場に置いた。「国民主権」論では常に権力からの個人の保護を目的として論じられていた「権利」は、この「人民主権」論では権力をもコントロールする「権利」として論じられているのである。

「国民主権」論が近代国家の成立条件である「個人」を誕生させたとすれば、この「人民主権」論は「一人一票」の政治的平等思想や、人民による権力コントロールを掲げた事により、「近代民主主義」の成立に、大きく寄与したといえよう。

ただし、この「人民主権」論にも問題点はあった。

それは、理論上は人民全体を人工的な区分で分けた任意の個人の集まりであるはずの第一次集会が、実際は別の性格を帯びやすかったことである。具体的な政治問題等で状況が緊迫した時などは民衆が大挙して詰め掛け、この集会は居酒屋の世界の延長と化したという[35]。このために伝統的な民衆の価値観が支配的になった場合、第一次集会は、かつての中間団

体としての性質を帯びることになり、「任意の個人の集合体」という性格が歪んでしまったのである。

また、人民の主導権を確実にするための議員の解任権にも、現実には問題があった。「人民主権」論によれば、代表者は主権者である人民の代理人であって、彼にその権利を委任した選挙人の意志に背けば、彼は代理人としてのその資格を即刻失うはずである。しかし、この場合代表者は自分を選出した選挙人のみを代表する事となり、これでは旧来三部会で行われてきた「強制的委任 mandat impératif」と同じことになってしまう。

この「強制的委任」とは、身分制議会に特有の制度であり、代表者は選出母体である特定の身分やギルド等の社団の意志に強制的に従わされるというものであった。この制度においては、代表者は委任事項によってその活動を制約され、これに違反すればその解任も有り得たのである。国政レベルにおいて、全国三部会が国民議会へと生まれ変わり、それぞれの身分代表者が「国民」の代表者へと変わった時、彼らは選出母体である「身分」ではなく国民全体にその責を負うこととなった。こうして社団単位の利害のみが代表される仕組みが否定され、一七八九年の七月には法制化されたにもかかわらず、再びこの「強制的委任」を振りかざすことは、革命が破壊しようとしている社団を復活させかねなかったのである。

この第二グループは、人民の支配を実現するため、第一グループの「国民」よりも具体的な「人民」像を描いていた。彼らは「人民」を構成する「個人」を、第一次集会に集う有権者一人一人と同一視し、理論通りその有権者個々人が主権を行使することで自ら支配者となる事が可能であると、ある意味では非常に楽観的に考えていたということである。

しかし、この「個人」は、現実に確立されたものではなく、まだ観念的な存在に過ぎなかった。中間団体など外部の束縛を受けず、独立した考えを持ち得る人間は、実際にはそれほど存在していなかったのである。中間団体はまだその破壊が決定されただけで、現実にその影響力が突然消滅したわけではなく、その決定自体も全面的な支持を受けていたわけではなかった。[36] 現実に人の集まる集会に発言権を与える事は、破壊するはずの中間団体に存続の場を与え、再び「個人」を見失いかねない危険を伴うものだったのである。

(C) 二つの主権論が存在した意義

さて、ここまで第一・第二グループの唱えた主権論と、それぞれの主権論が依拠していた思想を分析し、それぞれが歴史上果たした意義および問題点について考えてきた。

「国民主権」論が「国民」を創設したことで「個人」社会の誕生に寄与し、「人民主権」論が「一人一票」の人民の支配を主張した事で「近代民主主義」の誕生に寄与する一方で、それぞれが非民主的な側面や、革命に逆行しかねない側面を持っていたと言う意味では、二つの主権論の間で優劣を論じる事はできないと思われる。

憲法学の杉原泰雄氏は、その『国民主権の研究』で一七九一年憲法を中心にこの「国民主権」論と「人民主権」論について論じている。[37] 杉原氏は「人民主権」論をより民主的なものとして「国民主権」論よりも明らかに肯定的にとらえているが、この結論は「国民主権」論の意義と、「人民主権」論の問題点とを軽視するものではないだろうか。「国民主権」論の作り出した「個人」が成立して初めて「一人一票」の民主制が考えられるようになるのであり、現実には革命の流れに逆行して中間団体を復活しかねない危うさをもっていた「人民主権」論に歯止めをかける「国民主権」論の存在は、歴史的に無視できないものであろう。

むしろ、この二つの主権論は共に近代民主主義国家の成立に欠かす事のできないものであり、緊張関係にありながらも互いに補完しあう役割を果たしていたと思われるのである。

三 第三グループと「民衆の論理」

最後に、残る第三グループについてであるが、彼らの主張が民衆の抗議行動における論理と似ている事は第二章の最後で軽く触れた。

彼らは、安全を保障し、その為の措置を講じるべきは立法議会だと主張した。彼らはすべきことを成せ、と立法議会に集団で迫り、それでも立法議会が動かない時は、彼ら自身がその措置を講じると言明する。そして、事実、彼らは動き、八月十日事件によってこの措置が完遂され、再び議会が信任されて事後を任されるのである。

この行動様式は、実は十八世紀以前から存在した民衆の集団行動様式に酷似している。「少なくともパリでは、民衆層が、フランス革命のかなり前から大事件にかんする政治的理解と集団的介入の能力をしめしていた」[38]といい、このような介入をする際、民衆は固有の伝統的な論理に従って行動していた。彼らが行動するのは共同体の存続が脅かされていると感じた時であり、集団行動を通して自分たちが期待する権利があると信じた行動を権力に強要し、それでもかなわなかった時には暴力によって自らが一時的に権力を代行し、この行動を成し遂げるのである。

ここで用いられたのは「人民主権」ではなく、伝統的な民衆の異議申立ての論理であった。ここから読み取れるのは「主権者である人民と代理人である議員たち」ではなく、「為政者である国家権力と被支配者である民衆」という関係ではないだろうか。彼らにとって立法府はあくまでも人々を支配する国家権力であり、「主権者」を名乗りながらも彼ら自身には主権者としての明確な意識が欠け、従来と同じ被支配者としての行動をとっていたと思われるのである。

このように「主権者」としての意識が欠けている第三グループではあったが、彼らの存在は他のグループと無縁ではなかった。

既に指摘した通り、第二グループの「人民主権」論は実際面で革命の流れとは逆に伝統的な世界を復活させる危うさを孕んでいた。とりわけ非常時において、彼らが重視する第一次集会は、傍聴人に過ぎないとは言え、多くの民衆を含む人々の参加によって、民衆の論理の支配する場と化した。ここでは人民の意志に従うよう議会に要求する「人民主権」の立場と共同体の意見との一致を当局者に強要する第三グループの立場が重なり、互いの同調者を生む可能性が大きかったので

ある。

ここで用いた史料をもとにこのことを実証する事はできない。しかし、この第三グループの論理は、議会主権を主張する第一グループの論理とは基本的に相容れなかったであろうし、逆に、第二グループの論理とは根本的な相違があるとはいえ、議会に強い態度で臨む姿勢を示す点で、交じり合い、時には混同されることもあったであろうと思われるのである。以上の事から、第三グループは基本的な性質の違いを持ちながらも、現実的には第二グループの「人民主権」論に近い要素を持っていたと言えるだろう。

おわりに

以上のように、一七九一年六月のヴァレンヌ逃亡事件に始まり、翌九二年九月の共和国成立で終わる共和主義運動においては、同じ共和制を主張しながらも基本的に異なる三つの主張がなされ、それぞれが絡み合って運動が展開した結果、完全な主権者の交代が成し遂げられたと言えよう。

とりわけ近代民主主義国家の基礎である「個人」と「政治的平等」を成立させた「国民主権」論と「人民主権」論の意義は大きく、また、これと共に後世に残された両者の間の緊張関係もいまなお生き続けている。

現在、後者の理念に基づく一人一票の普通選挙制が世界で一般的となっている事は疑いない。しかし、現実に存在している個々の人間の間に差異がある事は否定しようのない事実であり、現実的には前者の能力主義も依然として肯定されているため、異なるはずの両者の基本理念は近代民主主義の中で併存し、常にこの矛盾が様々な緊張関係を生み出してきた。「誰に政治的な権利を認めるのか」というこの極めて複雑な問題は、外国籍を持つ者の参政権や、何歳から成年者として参政権を与えるべきかといった、いまなお解決していない諸問題の本質にもかかわっている。現在の民主主義を考える時、この二つの主権原理についての考察は、一つの有効な手がかりとなり得るのではないかと、私には思われるのである。

註

（1） *Aux Origines de la République 1789-1792*, 6 tomes, Paris, 1991. 五十五点の史料（新聞・著作・小冊子・パンフレット・公文書）を写真版で復刻したもの。第五、六巻には多数の史料が収められ、巻頭の収録史料一覧表があるだけで、通しページは付いていない。このため、以下でこの中の史料について言及する場合、本文中の（ ）の中にローマ数字で史料集の巻数、アラビア数字で収録史料一覧表に記された史料番号、そして必要な場合はそれぞれの史料のページを記すことにする。例えば（V-21, p.4.）ならば史料集第五巻、史料二一番の四頁を指す。

（2） この点については I-Notes par Marcel Dorigny, pp.I-VII. を参照。

（3） G. Rudé, *The Crowd in the French Revolution*, Oxford, 1959, pp.87-88. 訳はG・リューデ 前川貞次郎、野口名隆、服部春彦訳『フランス革命と群衆』（ミネルヴァ書房、一九六三年）一二二頁を参照。

（4） フランソワ・ロベール François Robert は一七九〇年十二月に有名な著書『フランスに適用された共和主義 *Le républicanisme adapté à la France*』（II）を著したが、世論をたじろがせることを恐れた他の共和主義者たちからの非難、あるいは無視を受け、孤立したと言われる。（I-Notes par Marcel Dorigny, pp.VII-VIII.） Marcel Dorigny, "La République avant la République—Quels modèles pour quelle République?—", in: M. Vovelle (éd.), *Révolution et République—L'exception française—*, Paris, 1994, p.116. も参照のこと。

（5） 当時の選挙は基本的にカントン canton 毎に第一次集会 assemblée primaire を開いて選挙人を選出し、この選挙人が選挙人集会において議会議員等を選ぶという二段階選挙制をとっていた。立法議会選挙（一七九一年八―九月）当時では、受動市民という市民権のみを享受し、選挙権を持たない市民が約二百七十万人、市民権と選挙権を持ち、第一次集会に参加できる能動市民は約四百三十万人、この中から選ばれ、選挙人集会に参加した選挙人は約六万人であったと言われ、第一次集会は有権者と認められる者全員が参加し得る場として、コルドリエ・クラブなどでは重視されていた。

能動市民等の数については C. Jones, *The Longman Companion to the French Revolution*, London & NewYork, 1988, pp.66-69. を参照。

（6） 一七九一年六月二十二日、立憲議会議長に提出された請願書。（IV, pp.2-5.）

（7） 正式には、*Le Républicain, ou le Défenseur du gouvernement représentatif*. といい、コンドルセ、トマス・ペイン、A・デュシャトレ A. Duchatelet によって編集された。この不定期刊行誌は、結局四号までしか出版されなかったが、主要な編者二人の名声と、穏健な姿勢によって

威信あるものとなっていたという。*Aux Origines de la République 1789-1792*, Commentaires par M. Dorigny, p.5.

(8) V-7,11,15, etc.

(9) V-5,9, etc.

(10) V-10,21, etc.

(11) V-14,16, etc.

(12) 史料を見る限りにおいても北はノール県から南はエロー県まで、パリ周辺を除く七県にこの動きが見られる。実際の要求の主体となった人々も、コンドルセやブリソなど全国的な著名人、全国の憲法友の会（ジャコバン・クラブ）に属する地方の知識人、コルドリエ・クラブをはじめとする人民協会の民主派活動家、そして人民協会が請願の署名に動員した数多くの民衆など、多様な層が入り交じっている。

(13) 正式には「人間および市民の権利友の会」(Société des Amis des Droits de l'Homme et du Citoyen)。コルドリエ修道院の一室で会合を開いていたため、通称コルドリエ・クラブと呼ばれる。

一七九〇年以降、パリ市内にはいくつもの民衆的な性格を持つ政治クラブが設立されたが、コルドリエ・クラブはこの人民協会の代表的な存在。受動的市民や女性会員を多く含み、抑圧の犠牲者を擁護するため、権力の監視とコントロールをその目的としていた。

以上については柴田三千雄『パリのフランス革命』（東京大学出版会、一九八八年）一九四―二〇〇頁、及びA.Soboul (éd.), *Dictionnaire historique de la Révolution française*, Paris, 1989.《Cordeliers (Club de)》を参照。

(14) 一七九〇年の二月に教師のダンサールC. Dansartにより設立されたパリ初の人民協会。女性にも開かれ、職人や小売りの商人といった民衆層が時事問題や制定中の法律などについての説明を受ける場であり、はじめは政治的な活動を目的としていなかった。しかし、八月にカプチン修道院からジャコバン修道院に移ると、隣室で会合を開いていたジャコバン・クラブの影響を受け、設立者の意図を越えて政治クラブとしての性格を帯びるようになったという。一七九一年の三月にダンサールが議長職を離れるのと前後して、協会は急進的な活動を始め、セクションの武装化などを要求するようになる。ヴァレンヌ逃亡事件後の国王廃位要求や、シャン=ド=マルス事件でのコルドリエ・クラブに並ぶ働きなど、共和主義運動には積極的に参加し、翌九二年の八月十日事件の際も、この蜂起の準備に大きな役割を果たしたといわれる。

以上については柴田三千雄、前掲書、一九四―二〇〇頁、及びA. Soboul, *op. cit.*,《Société fraternelle des patriotes de l'un et l'autre sexe》を参照。

(15) 一七九〇年のはじめに、パリの知識人と市政の指導者が集まって設立した、出版社を兼ねた政治クラブ。革命の

中でもう一度啓蒙思想を解釈し直すことを目的とし、女性の権利や貧者の権利に関する急進的な思想を発展させ、聖職者市民法を熱心に支持。五千人を超す異例の会員数を集め、ジャコバン・クラブなど、より穏健なクラブの脅威の的となった。一七九一年四月頃から、芽生え始めた民主主義運動に加担し、ヴァレンヌ逃亡事件以後は共和主義運動の組織化に大きく貢献した。シャン＝ド＝マルス以後は出版に力を入れ、やがてジロンド派の重要な機関としての役割を果たすようになり、その没落と運命を共にした。

以上については、Scott, Rothaus (ed.), *Historical Dictionary of the French Revolution, 1789–1799*, Connecticut, 1985.《Cercle Social》を参照。

(16) V-23,24, etc.

(17) 三法令の拒否とは、議会の攻撃計画容疑のため解散を要求されていた国王の近衛隊解散令の裁可拒否、宣誓拒否聖職者の逮捕・追放に関する法令の裁可拒否、パリに連盟兵の野営地を設ける法令の裁可拒否を指す。

(18) ジロンド派のロラン内務大臣罷免に抗議してサン＝タントワーヌとサン＝マルセルの二フォーブールの住民が起こした事件。合法的に行うことが望まれたこの請願の計画段階とは異なり、住民らは武装し、テュイルリー宮の前を示威行進した。さらに、彼らはたまたま錠のかかっていなかった王宮の横の入り口から国王の居室にまで入り込み、国王に「自由の帽子」をかぶせた上、何時間にもわたってその前を「拒否権を倒せ！」などと叫びつつ行進したのである。

ここで国王の身体に攻撃がなされた訳ではなく、また住民も、国王から拒否権の撤回など何の約束も得られなかったものの、平穏に解散する。ただ、この国王への侮辱に対する地方諸県の非難決議が続々と議会に届き、多くのセクションも二フォーブールの突出した行動を非難したことから、あわよくば革命の流産をもくろむ宮廷や九一年体制の維持を願うフイヤン派がこの機会を利用して反動を強めた。パリ市長でジロンド派のペティオン Pétion もこの事件のために停職となってしまう。

この事件については、以下を参照。

柴田三千雄、前掲書、二三二―二三五頁。

Scott, Rothaus, *op. cit.*,《10 AUGUST 1792》

G. Rudé, *op. cit.*, pp.98-100.

(19) 全国からは事件に対する非難決議と同様に国王の拒否権発動等を非難する声も上がっていた。(VI-2,3,4, etc.)

(20) 司法大臣となったダントンの文書には、新しい内閣が議会議員によって任命されたことが明記されている (VI-21, p.2)。

(21) ビヨー＝ヴァレンヌ Billaud-Varenne の提案により議決されたもので、次のように命じられた。「公的な諸行為は、今後はフランス共和国第一年よりはじまることとする。国璽は自由の帽子の乗った束桿の上に手を置いて身を支える

女性の型をとることとし、次の言葉を銘文として刻む。フランス共和国」Duvergier (éd.), *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, avis du Conseil-d'Etat*, t.5, Paris, 1834, pp.2-3.

(22) ダントンのイニシアティヴによって出された、「フランス共和国は一にして不可分である」という法令。*Ibid.*, p.4.

(23) V-21, pp.4-5, p.9, p.15.

(24) 訳はコリン・ルーカス、松浦義弘訳、「フランス革命と民衆政治の変容」(『思想』七九四号、一九九〇年) 四四頁を参照。

(25) この点については、遅塚忠躬氏がその「フランス革命における国王処刑の意味」(遅塚忠躬、松本彰、立石博高編著『フランス革命とヨーロッパ近代』同文館、一九九六年) 八四—八七頁において詳しく分析しているので、これを参照のこと。

(26) 詳細については、本論文二三頁を参照。

(27) 訳は河野健二編『史料フランス革命』(岩波書店、一九八九年) 一四五頁 (岡本明訳) を参照。

(28) 訳は遅塚忠躬、前掲論文、九一頁を参照。

(29) ロベスピエールが人民 (=民衆) をどのように解釈していたかという事について、リン・ハントは興味深い意見を述べている。

　彼にとって人民は欠く事のできないフランス革命の原動力だったが、同時に、代表者が「法のイメージ」をかざしてその動きをとめ、いかに法が彼らの作ったものであるかを説明し、正しい道に導かなければとめることの困難なものと考えられていたという。

　民衆の集団行動が「それじたいにそくして見れば組織化された、計画的で道理にかなった運動だった」というルーカスの指摘からも分かるように、ロベスピエールは決して自らを民衆に同化させたわけではなく、その論理も真から理解していた訳ではなかったのであり、彼は民衆との同盟のために表面的な論理を受け入れただけに過ぎないようである。

　L. Hunt, *Politics, Culture, and Class in the French Revolution*, Berkely・LosAngeles・London, 1984, p.117. (訳はリン・ハント、松浦義弘訳『フランス革命の政治文化』平凡社、一九八九年、一五一—一五二頁を参照)。ルーカス、前掲論文、四一頁。

(30) 東京大学社会科学研究所編『一七九一年憲法の資料的研究 (東京大学社会科学研究所　資料　第五集)』(一九七二年) 二五頁。

(31) 『共和主義者 *Le Républicain*』で示された共和制政府案 (III, pp.61-68.) やデュムーシェの案 (VI-25, pp.13-14.) など。

(32) 樋口陽一『自由と国家—いま「憲法」のもつ意味—』(岩波新書、一九八九年) 一二三頁。

(33) ブリソはその論文で第一次集会についてこう述べてい

る。
「……あなたがたは六、七千の第一次集会に複雑な諸問題を討議させることが容易で……その議論が乱暴な議論にならないと思うのか？……彼らが外国と陰謀家の軍隊の喧騒と恐怖の真ん中で自由に、穏やかに議論すると思うのか？」(VI-11, p.8.)
「〔王党派は〕恐怖に支配され、陰謀によって扇動されたその〔第一次〕集会が我々の政体を完全に王政化してしまう事を望んでいるのだ。」(VI-11, p.9.)

(34)　この政治的平等思想は、実は社会主義の源である経済的平等思想よりも新しく、急進的な思想であったといわれ、この思想を確立したのがルソーの『社会契約論』である。第二グループの史料にはたびたびこの著作からの引用が登場し、彼らがこの思想を信奉していたことを良く示している。

　政治的平等思想の革新性についてはロザンヴァロンの近代民主主義の起源に関する論考を参照のこと。cf. P. Rosanvallon, *Le sacre du citoyen, Histoire du suffrage universel en France*, Paris, 1992, pp.11-42.

(35)　たとえばパリのセクション総会において、このような緊迫した状況下では、受動的市民の参加が認められる前から傍聴人として多数の民衆が詰めかけたようであり、その参加が認められた後も、状況によって総会の様相は様変わりしたという。柴田三千雄、前掲書、二三二―二三四頁及び二七三頁参照。

(36)　民衆層は、この中間団体の破壊に積極的ではなかったらしい。一七八九年の時点では、当事者によるギルドの廃止請求は少なく、逆にその制度の維持を求める陳情が多数を占めていたという。B.F. Hyslop, "French Gild Opinion in 1789", *American Historical Review*, Vol. XLIV, No.2, 1939, pp.252-271.

(37)　杉原泰雄『国民主権の研究　フランス革命における国民主権の成立と構造』(岩波書店、一九七八年)

(38)　ルーカス、前掲論文、三九頁。

(お茶の水女子大学大学院人文科学研究科史学専攻第30回修了生　学習院大学大学院人文科学研究科博士課程)